

三次市立小・中学校の規模及び配置の
適正化について

(答申)

令和3年3月

三次市学校規模適正化検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移	2
(1) 小学校	2
(2) 中学校	3
3. 三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状	4
(1) 学校規模の現状	4
(2) 学校配置の現状	5
4. 三次市立小・中学校における取組の成果と課題	7
5. 学校規模及び配置の適正化の必要性	9
6. 学校規模及び配置の適正化に対する考え方	10
(1) 適正化に対する方針	10
(2) 適正な学校規模の標準	10
7. 学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方策	12
(1) 学校規模の適正化に向けた基本的な方策	12
(2) 学校配置の適正化に向けた基本的な方策	12
8. 学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策	13
9. おわりに	14

資 料 編

資料1：諮問書

資料2：三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

資料3：三次市学校規模適正化検討委員会委員名簿

資料4：市内小・中学校児童・生徒数推移（表・グラフ）

1. はじめに

現在の三次市は、平成16年4月に、三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町の1市4町3村が合併し、誕生しました。元号も令和となり、新たな三次市のあり方が模索されています。

新三次市発足後、平成22年3月には、三次市学校規模適正化検討委員会から「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について」が半年間の議論を経て、本市教育委員長に答申されました。この答申は、合併後の人口減少とそれを上回る少子化の傾向を踏まえ、こうした状況が子どもたちの教育に与える影響について様々な観点から検討されたものでした。前回答申後も、三次市における人口減少及び少子化の傾向は依然として続いており、子どもたちの教育・学習環境を考える上で、さらには、三次市の将来を展望する上で、大きな課題となっています。

学校教育においては、個性を伸長するとともに、社会性を培い、他者と協力して様々な問題を解決していく能力などを身につけることが期待されます。その際、教科学習や学校行事において、多様な個性をもつ児童・生徒が互いに学び合い、高め合うことが大切です。このような豊かな教育・学習環境が保障されることで、子どもたちは、心豊かでたくましく育ち、「生きる力」を身につけていきます。

また、学校教育は、学校（児童生徒と教職員）のみで完結するものではなく、保護者や地域住民等との協働によって豊かな教育・学習機会を保障することができます。この点について、三次市では、前回答申以降、中学校区を単位とした小中一貫教育に積極的に取り組み、学校、保護者、地域住民等との協働による様々な成果を上げてきました。

昨年度から続く新型コロナ・ウイルスの感染拡大とその影響は、現代社会に対して一過性のものではなく、長期的、構造的な影響を及ぼすと考えられています。そして近年、その発展が著しいICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などのテクノロジーは、人々の生活や社会経済を大きく変えつつあります。教育も例外ではありません。人口減少と都市（東京）への人口集中、コロナ禍やテクノロジーの発展の中で、今後の教育、学校のあり方を三次市の実態に即して模索し、展望を開くことが求められています。

このような社会背景を踏まえ、本委員会では、小中学校における教育機会保障の制度的基盤となっている学級・学校の規模や学校の配置に関して、単に少子化や学級・学校の規模の大小を問題にするのではなく、地域社会の未来そのものである、子ども一人ひとりの豊かな教育環境をどのように保障すべきなのかという観点から議論を重ねました。

私たちは、様々な課題に直面する現代にあって、悪戯に悲観することなく、子ども一人ひとりと、社会全体で協働して取り組む教育の可能性を信じ、それぞれが果たしうる役割を全うすることが期待されています。

本委員会は、昨年10月より計6回の検討委員会の審議を経て、三次市の小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた考え方や方策等を提言として取りまとめ、ここに答申するものです。

令和3年3月15日

2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移

(資料4:「市内小・中学校児童・生徒数推移」参照)

(1) 小学校

表1に示したように、小学校の児童数の推移を前回の検討委員会以降の状況で見ると、平成22年度は3,066人、4年後の平成26年度には2,842人、本年度(令和2年度)は、2,572人となっており、この10年間で児童数は494人(16.1%)減少しています。

また、学校数は平成22年度には26校であったものが、本年度には21校となり、児童数の減少に伴い、この10年の間に小学校5校がその歴史に幕を閉じています。

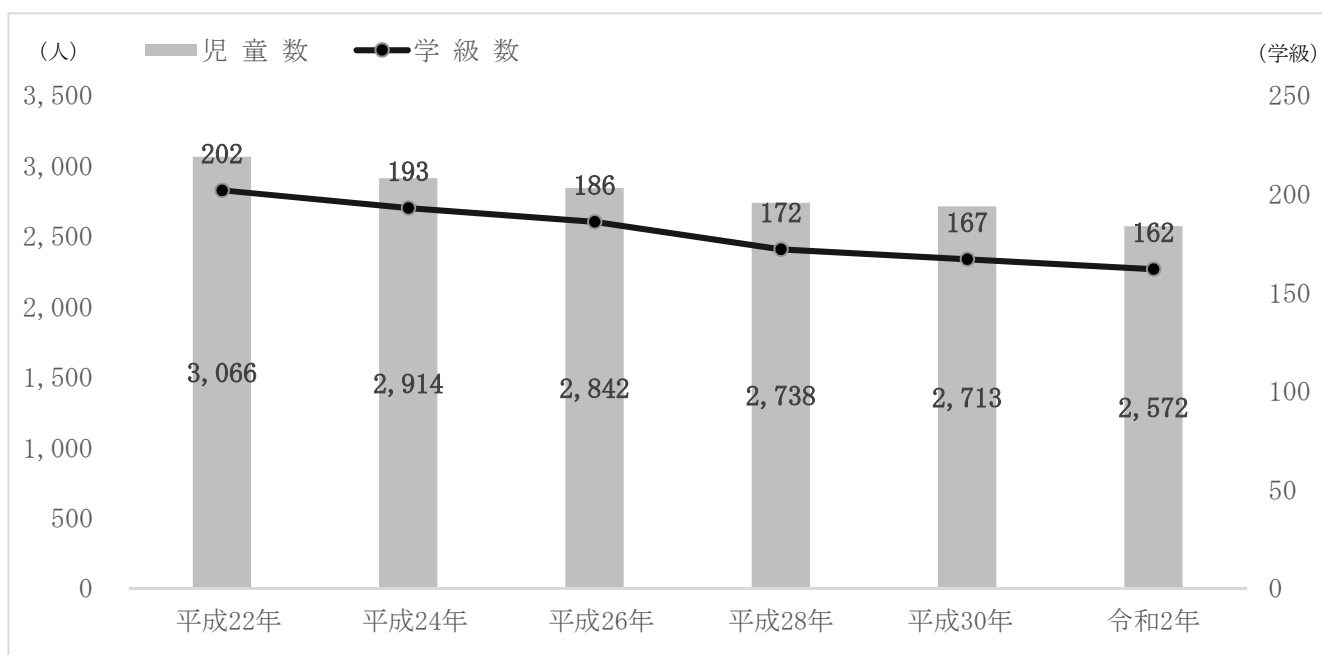
令和2年4月1日現在の0歳から5歳までの人口から、令和7年度(5年後)の児童数を推計すると、2,254人となり、今後5年間も依然として減少傾向が続くと推測されます。

表1 三次市立小学校児童及び学級数等の推移

(単位:人,学級,学校)

区 分		平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
児 童 数		3,066	2,914	2,842	2,738	2,713	2,572
学 級 数		202	193	186	172	167	162
うち特別 支援学級	児 童 数	48	51	56	47	55	71
	学 級 数	28	30	28	26	27	28
学 校 数		26	24	24	22	22	21

*資料:学校基本調査及び三次市教育要覧(5月1日現在)



(2) 中学校

表2の中学校の生徒数の推移を見ると、平成22年度は1,512人、4年後の平成26年度には1,400人、そして本年度（令和2年度）は1,164人となっており、小学校同様、この10年間で減少し続けています。ただし、この間の生徒数の減少は、県立三次中学校（定員1学年80名）が平成31年度に創設されたことも影響していると考えられます。

学級数については、普通学級数は平成22年度に70学級あったものが本年度は64学級となり、1校あたりの平均学級数でみると、4.6学級であったものが4.1学級に減少しています。

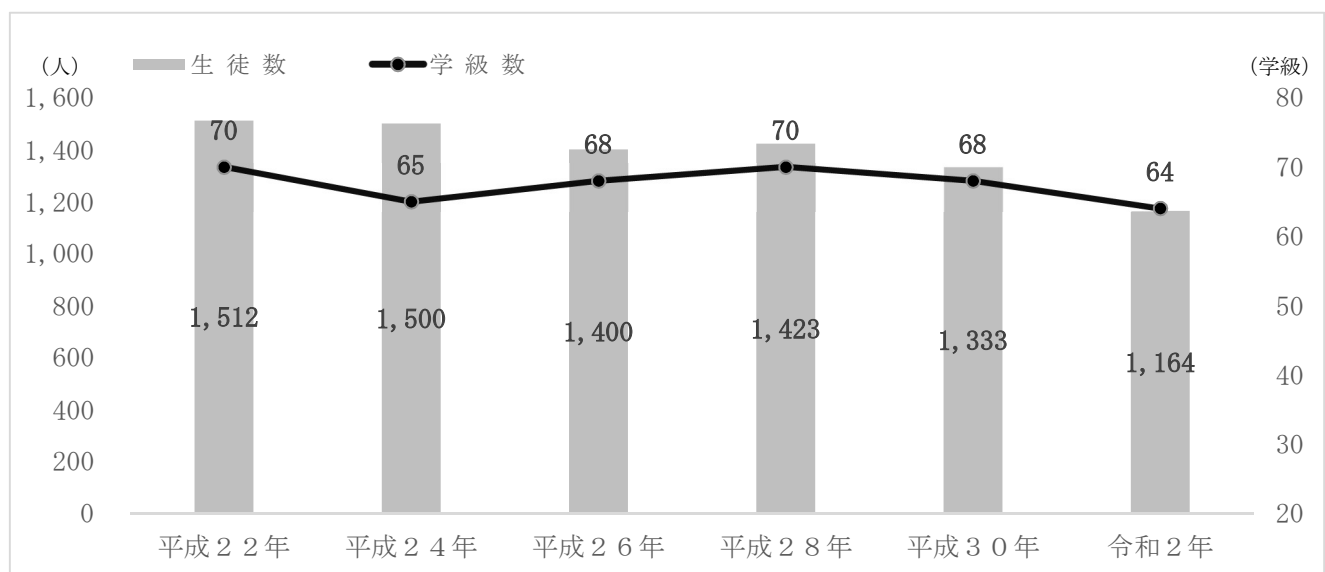
現在の小学校学年別児童数をもとに、令和7年度の中学校生徒数を推計すると、1,285人となり、今後5年間で121人増との見込数となります。ただし、小学校から中学校へ進学する際、三次市内外の県立又は私立の中学校に進学するケースや転出による人口減少等（毎年平均約30人減）を勘案すると、実際値は、100人減の1,180人程度になると予想されます。

表2 三次市立中学校生徒及び学級数の推移

（単位：人、学級、学校）

区 分		平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
生 徒 数		1,512	1,500	1,400	1,423	1,333	1,164
学 級 数		70	65	68	70	68	64
うち特別	生 徒 数	31	26	25	30	22	28
支援学級	学 級 数	15	10	16	15	14	15
学 校 数		12	12	12	12	12	12

*資料：学校基本調査及び三次市教育要覧（5月1日現在）



3. 三次市立小・中学校の学校規模及び配置の現状

(1) 学校規模の現状

<小学校>

令和2年度の小学校の規模を全校児童数及び学級数（平均，最多，最少）で見ると（表3），全21校の児童数の合計は2,572人（平均122.5人，最多640人，最少17人），普通学級数134学級（平均6.4学級，最多19学級，最少3学級）となっています。

さらに詳細に見ると，全ての学年が複数学級の学校（1学年複数学級校数）は2校のみであり，残る19校は1学年1学級以下の学校です。このうち複式学級の編制をしている学校が10校（うち完全複式4校）となっています。また，学校教育法施行規則第41条に定める学級数の標準を下回る，いわゆる小規模校（学級数11学級以下）が全体の9割弱を占めています（表4）。

<中学校>

同様に中学校の学校規模を見ると（表3），令和2年度は，全12校の生徒数の合計は1,164人（平均97人，最多321人，最少22人），普通学級数49学級（平均4.1学級，最多9学級，最少3学級）となっています。また，12校全てが上述した法令上の小規模校に分類され（表4），そのうち9校が1学年1学級の学校です（表3）。

表3 令和2年度三次市立学校規模

	学級数	平均児童・生徒数	普通学級数計 (平均)	1学年複数学級 校数	複式学級編制 校数
	児童・生徒数	(最多・最少)	(最多・最少)	1学年1学級以下校数	うち完全複式学校
小学校	21校	122.5人	134学級(6.4学級)	2校	10校
	2,572人	(640人・17人)	(19学級・3学級)	19校	4校
中学校	12校	97.0人	49学級(4.1学級)	3校	—
	1,164校	(321人・22人)	(9学級・3学級)	9校	—

注) 5月1日現在数値

表 4 令和 2 年度三次市立学校規模の分類別学校数（特別支援学級を含む）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学 級 数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
小 学 校	7校 (完全複式4校)	11校	3校		—	—
中 学 校	8校	4校	—		—	—

(昭和 59 年文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料により分類)

(2) 学校配置の現状

三次市の現在の小・中学校の配置は、旧三次市を除く 7 町においては、1 町内 1 中学校の配置であり、そのうち君田町、布野町、作木町、三良坂町、三和町は 1 中学校区 1 小学校です。残る 2 町については、吉舎町に 2 小学校、甲奴町に 2 小学校です。

旧三次市域については、5 中学校区あり、各中学校区の小学校数は、三次中学校区 2 校、十日市中学校区 3 校、八次中学校区 1 校、塩町中学校区 4 校、川地中学校区 2 校です。

また、三次市では、市全域で小学校は平成 19 年度から、中学校は平成 17 年度から通学区域の自由化が始まりました。その後、平成 26 年度に制度が見直され、現在は、小学校または中学校の入学時及び他の市町村からの転入時のみ通学区域外の学校の選択が認められます。また、通学区域外の小学校を選択した場合は、原則として選択した小学校の属する中学校区の中学校に入学することとなっています。

この通学区域自由化制度により、令和 2 年度では表 5 に示した通り、小学生 34 人、中学生 41 人が住所地により決められた指定学校以外の学校を希望し通学しています。小学生、中学生ともに、中・大規模校（ここでは、小学校は複式学級のない学校、中学校は全校生徒が 50 人以上の学校としています）から中・大規模校（同）への選択が、小学生 24 人、中学生 34 人と大多数を占めています。

学校選択理由のアンケート結果では、小学生が「兄・姉が学校選択希望で通学している学校であるため」「交友関係のある児童が通学しているため」の理由がいずれも 14 件で最も多く、次いで「保護者の通勤場所等による家庭の事情による」（11 件）となっています。また、中学生の場合、「希望する部活動をしたいため」「交友関係のある生徒が通学しているため」がいずれも 13 件で、学校を選択する際の理由として最も多くなっています。

表 5 令和 2 年度通学区域自由化による学校選択状況

(単位：人)

指定学校 → 選択された学校	小学校	中学校
小規模校 → 中・大規模校	6	6
小規模校 → 小規模校	1	0
中・大規模校 → 小規模校	3	1
中・大規模校 → 中・大規模校	24	34
合計	34	41

※小規模校の基準：小学校 複式学級のある学校，中学校 全校生徒が 50 人未満の学校

中・大規模校の基準：小学校 複式学級のない学校，中学校 全校生徒が 50 人以上の学校

※小学校入学時に通学区域外の小学校を選択し，その小学校の属する中学校区の中学校に入学した場合は，中学校の選択者数として集計されていない。

4. 三次市立小・中学校における取組の成果と課題

三次市では、平成23年度から、小学校、中学校の9年間の学びや育ちをつながりのあるものとしてとらえ指導を行う、小中一貫教育に取り組んできました。

同じ中学校区内の小中学校が、教育目標やめざす子ども像を共有し、小学校、中学校教育のそれぞれの良さを活かした教育を系統的に行うことで、一人ひとりの子どもたちの能力や個性を豊かに伸ばし、学習意欲の喚起と学力の定着、向上に取り組んできました。

小中一貫教育の取組の成果としては、次のようなことがあげられます（図1、図2）。

- ・同じ中学校区内の小中学校で学習や活動、行事等を合同で行うことで、下級生は上級生に対する憧れの気持ちを強く持てるようになり、また、上級生は、下級生をリードし、下級生から頼られることで、自分には良いところがある等の自己肯定感や、自分の良さを認められている等の自己有用感等が高まっています。これらのことは、学習面・生活面の意欲の向上にも繋がっています。

また、小学校の児童は、日頃から中学校の生徒や教職員と一緒に活動や学習を行うことで、中学校生活に対する不安感が軽減し、中学校への進学による学習内容や生活環境の変化に対応できなくなる、いわゆる中1ギャップが減少しています。また、学校でのきまりや、社会に出た時に守らなければならないルールを、小中学校で一貫した指導を繰り返すことで、規範意識が向上し、落ち着いて学習や生活ができています。

- ・小中学校の教員が、合同の授業参観や研修を通じて、互いの指導内容や指導方法を学び合い、小中学校で一貫した指導を行うことで、児童生徒の学力は全国平均を上回り、概ね定着・向上しています。
- ・地域のひと・もの・こと等、地域資源等を活用した学びやキャリア教育に小中学校で系統的に取り組むことを通じて、高い志や将来の夢、目標を持つ児童生徒が増えています。また、地域のことを系統的に学ぶことは、各中学校区の特徴の1つにもなっています。

図1 「全国学力・学習状況調査」
全国平均との差の推移

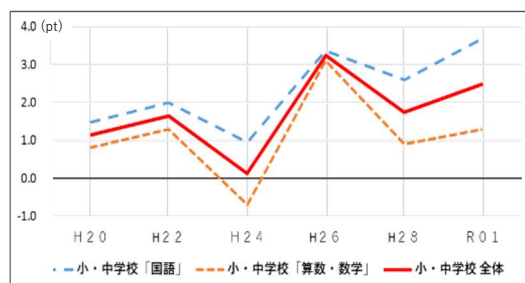
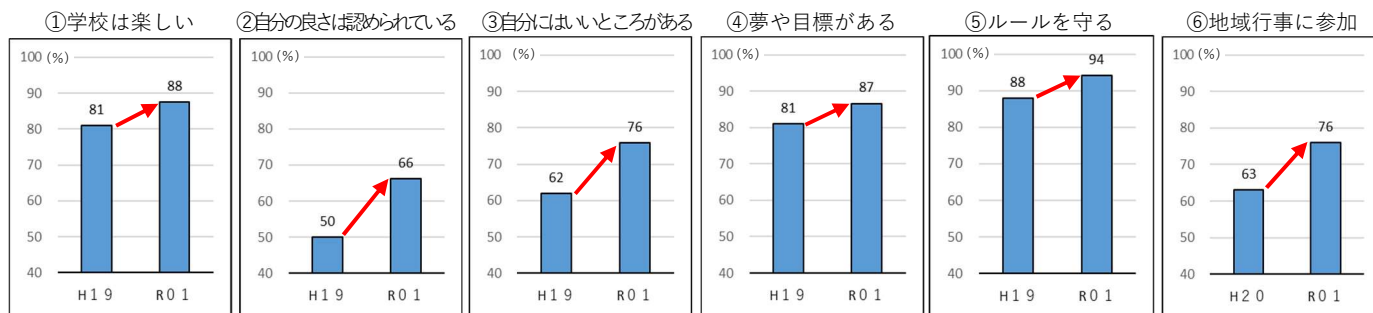


図2 『『基礎・基本』定着状況調査（広島県）』の質問紙調査において、肯定的回答をした児童生徒の割合



一方、小中一貫教育の課題としては、次のようなことがあげられます。

近年の核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会状況の急激な変化の中、学校における学びは、柔軟性かつ多様性が求められています。

今後は、ICTの活用を含め、小中学校と幼稚園や保育所、高等学校との「縦のつながり」や、学校・家庭・地域が協働する「横のつながり」をさらに充実させ、児童生徒を地域ぐるみで育む必要があると考えます。

また、三次市では、「3（2）学校配置の現状」で述べたように、通学区域自由化制度により、市立小中学校を自由に選択できます。この制度は、部活動等を理由として児童生徒、保護者の希望する学校に入学（選択）できることで、利用者のニーズが高い側面がある一方、小中一貫教育や地域（居住地）で学び、育つことを充実させる観点からは、そうした取組との一貫性が問われています。

中学校の選択理由としても多くあげられている部活動については、教職員の働き方改革や専門的な指導の充実などの観点から、中学校単位でのスポーツ・文化活動の機会保障から三次市全域での機会保障へ、そのあり方を検討する必要があると考えます。

5. 学校規模及び配置の適正化の必要性

日本においては、同学年の児童生徒で編制される学級の数に応じて教職員が配置され、学校教育における最も重要な教育条件である教職員の配置が学級数に基づいて整備されています。また、実際の教育活動の多くは学級を基盤として行われており、児童生徒の教育・学習活動の基本的な単位となっています。さらに、学級の合算である学校規模や学校の配置は、通学条件や教育・学習活動の内容、保護者、地域住民との連携協力等に影響することから、児童生徒の教育・学習環境として重要な意味を持っています。

現在は、人口減少や少子化によって児童生徒数が減少している地域や学校が多くある一方、児童生徒数が増加している地域もあり、規模の大小に関わらず各校それぞれの課題に取り組み、改善することが求められます。そのため、市内全域を視野に入れ、児童生徒数の推移や教育・学習活動の充実を図る観点から、学級、学校の規模やその配置を不断に検討し、その適正化を図っていく必要があります。

また、近年の社会経済の急速なグローバル化や、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）などのテクノロジーの発展に伴う急速な社会変化に対応するため、教育・学習のあり方が問われています。こうしたなか、国では、「主体的、対話的で深い学び」や「公正に個別最適化された学び」を実現すべく、少人数学級やGIGAスクール構想（※1）を通じたタブレットやPCなどを積極的に活用した新たな学習方法を普及、充実させる取り組みが本格化しています。

さらに、近年ますます激甚化、頻発している自然災害や、昨年度からの新型コロナ・ウイルスの感染拡大への対応は、学校の危機管理のあり方のみならず、通学困難な場合の教育機会保障のあり方を問い直すものとなっており、そこでは、オンライン（インターネット）の利活用が有効な方法として注目を集め、全国各地で様々な取り組みが行われています。

以上のような人口動態（人口減少・少子化）や社会経済の変化とそれに対応した教育・学習のあり方、さらには、学校への通学や学級を単位として教室で学ぶことを相対化する動向の中で、学校規模の大小に関わらず児童生徒の基礎的な教育環境としての学級、学校の規模や配置の適正化についても、従来とは異なる発想、方法が求められています。

※1 GIGAスクール構想・・・1人1台のパソコン（インターネット）端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する国の構想のこと。このような環境整備を通じて、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現がめざされている。

6. 学校規模及び配置の適正化に対する考え方

(1) 適正化に対する方針

三次市においては、概ねコミュニティ形成の場として中学校区が存立しており、これを踏まえた学級規模及び配置の適正化を図る必要があると考えます。また、学校はその規模に関わらず課題を有していることから、小規模校のみを対象とした学校規模の適正化を図るのではなく、三次市全中学校区で取り組まれてきた小中一貫教育の実績・成果やICTの利活用を積極的に活かすことを通じて学校規模及び配置の適正化を図るべきであると考えます。これらを踏まえ、適正化に対する方針は次のようにしました。

<適正化に対する方針>

子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。

(2) 適正な学校規模の標準

上記のような「適正化に対する方針」を踏まえれば、三次市立小中学校に一律に適用する適正な学校規模の「基準」を設けることはできないと考えます。

しかしながら、法令上及び教育活動の実際からその「標準」について確認しておく必要があると考えます。まず、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、原則として同学年の児童生徒で学級が編制されること（第3条第1項）及び、学級編制の標準（学級の人数）が定められています（第3条第2項）。そして、学級は、設置者によって編制され（第4条）、その学級数（学校規模）に応じて教職員が算定されることとなっています（第6条、7条など）。

さらに、実際の教育活動の多くの場面が、同学年による学級を単位として行われています。

これらを踏まえれば、学校規模を考える基本は、学級数であると言えます。

次に、小中学校における学級数については、「学校教育法施行規則」において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」（第41条、中学校に準用）とされています。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、統合を前提とした適正規模（同法第3条第1項第4号）について「学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること」（第4条第1項）、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること」（第4条第2項）とされています。

以上のような、法令上及び教育活動の実際から、1学級における児童生徒数と学級数の合算としての学校規模に関して、三次市の小中学校のうち、法令上、標準とされる学校規模を有するのは、現在、小学校3校（三次12、十日市21、八次20）のみとなっています。また、上記（1）の「適正化に対する方針」に関する現状認識及びその理念からすれば、法令上の標準（適正）を一律に当てはめることにはならないと考えます。

そこで、国の小学校の35人学級を実現する方針や、児童生徒一人ひとりに対する指導の充実や教職員

の働き方改革などの観点から行った本委員会における議論を集約すれば、適正な学校規模を考える際に一般的に望ましいと考えられる小中学校1学級の児童生徒数は、20人から25人であると言えます。

ただし、この望ましいと考えられる学級の規模は、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、従来の固定的な学習グループとしてではなく、学習の目的や効果に応じたICTの積極的な活用や異学年交流、保護者・地域住民等との相互学習などによる、学級や学年、学校の枠組みを超えた柔軟な学習グループの編制を通じて実現されるべきものと考えます。したがって、例えば、少人数の学級においては、他校の（少人数の）学級と共同でオンライン（インターネット）による学習成果発表会を開催したり、比較的多人数の学級においては、少人数指導やグループ学習の機会を設けたりするなどの工夫や教員配置の充実などが求められます。

7. 学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方策

(1) 学校規模の適正化に向けた基本的な方策

前述の「6. (2) 適正な学校規模の標準」において述べたように、望ましいと考えられる学級規模は、学級や学年、学校の枠組みを超えた柔軟な学習グループの編制を通じて実現されるべきものと考えます。こうした考え方を踏まえつつ、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、学校規模の適正化の検討をスタートしていく時機の目安としては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定を踏まえ、次のような基本的な方策を採るべきであると考えます。

まず、小学校においては、「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれかとします。

次に、中学校においては、「複式学級」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「1つの学年で生徒数がゼロ」となった時点のいずれかとします。

ただし、学校規模の適正化の検討の際には、児童生徒、保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえることが必要です。

また、上記のような事態が予測されるか否かに関わらず、小中一貫教育を基盤とした各校、各校区の成果や課題を常に把握し、その充実を図ることが求められます。その際、児童生徒、保護者、地域住民と教職員、教育委員会が連携協力しながら、「8. 学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策」に積極的に取り組むことが望まれます。

(2) 学校配置の適正化に向けた基本的な方策

前述のように、三次市においては、概ね中学校区がコミュニティ形成の場として存立していること、そしてこれまでの小中一貫教育の実績・成果を踏まえ、原則として現在の各中学校区をベースとした学校の適正配置を検討すべきであると考えます。したがって、とりわけ中学校の適正配置については、上記「(1) 学校規模の適正化に向けた基本的な方策」を採るべき事態が予測されるか否かに関わらず、学校、家庭、地域の連携協力のもと、後述の「8. 学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策」に積極的に取り組みながら、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、そうした方策（取り組み）を不断に評価・改善しつつ、学校規模の適正化のための適正配置（学校統廃合等）のあり方について検討を行っていく必要があると考えます。

また、小中学校の入学者を対象として実施されている通学区域自由化制度（学校選択制）については、6 (1) 「適正化に対する方針」の趣旨を踏まえ、学校、保護者、地域等が協働して小中一貫教育を充実、発展させる観点から、その適切なあり方が再検討されるべきであると考えます。また、中学校の選択の際に重視されている部活動については、教職員の働き方改革や部活動の機会保障からスポーツ・文化活動の機会保障への転換を視野に、三次市全体で様々なスポーツ、文化活動の機会を保障する仕組みづくり（「地域スポーツ・文化クラブ（仮）」の創設等）を推進する中で、そのあり方を再検討していく必要があると考えます。

8. 学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策

これまでの方針等を踏まえ、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために学校規模及び配置を適正化する際の具体的な方策として、以下のような手法が考えられます。なお、手法の選択に当たっては、三次市が取り組んできた小中一貫教育の実績・成果を踏まえつつ、さらにそれを充実・発展させることを前提に、保護者や地域住民の意見を最大限に考慮し、複数の手法を組み合わせるなど、各学校区の実態に合わせる事が大切だと考えます。

(1) ICTの利活用による豊かな教育機会を保障するための手法

- ①小中一貫教育を前提とした、小小連携、中中連携等の様々な連携を行い、その際にはオンライン（インターネット）を積極的に利活用することで多様な学習グループを編制し、それを基盤とした様々な学習機会を保障する。
- ②オンライン（インターネット）やAI（人工知能）などを学習方法や教材として積極的に活用することで、子どもたち一人ひとりに最適な学習機会を創出し、学力保障やその向上に努める。
- ③教職員が、地域資源（自然、人財、歴史・文化、産業など）を活かした教育活動の充実に積極的に取り組むことができるよう、ICTの積極活用により校務の効率化、軽減を図る。

(2) 小中一貫教育の充実発展とその魅力（特に小規模校）を発信する手法

- ①学校、家庭、地域の連携協力のもと、各学校の小中一貫の教育・学習活動をより充実・発展させる観点から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）（※2）の設置やその活性化を図る。
- ②小中一貫教育の実績・成果に基づく多様な教育機会（学校）が存在する三次市の特長を活かすために、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、小中一貫教育を基盤とする各学校、とりわけ小規模校の魅力発信やその充実を図る。その際には、通学区域自由化制度（学校選択制）が再検討される場合、小規模特認校制度（※3）を導入することなども有効な方策であると考えられる。

(3) 学校統合や義務教育学校の設置によって適正化を図る手法

- ①児童生徒、保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえた検討を行い、広く合意形成を図った上で、隣接する複数の小学校または中学校の統廃合、あるいは、義務教育学校（一人の校長、1つの教職員組織、9年間の教育課程）を設置する。

※2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）・・・学校運営に保護者や地域住民の意見を反映させ、一緒に協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進める制度のこと。学校運営協議会の主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる事ができる、③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる事ができる、の三つがある。

※3 小規模特認校制度・・・従来の通学区域は残したまま、小規模校を対象に、通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認める学校選択制度のこと。

9. おわりに

本委員会は、諮問書にある「三次市立小・中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資する」ため、とりわけ、「ICT利活用時代における学校規模及び配置の適正化」について検討をしてきました。

三次市を含む広島県北部は、近年の人口減少、少子化によって地域社会、そして教育のあり方が大きく問われています。人口減少が続くとの将来予測にもとづけば、学校の存廃は地域社会にとって大きな影響を及ぼすと考えられます。一方で、学校はいうまでもなく、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために設置、運営されているものであり、各学校が十分な教育機会を保障できるかどうかについて不断に問われる必要があります。

三次市では、前回答申以降、中学校区を基盤とした小中一貫教育を展開し、その成果が蓄積されてきました。また、全国各地で、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置や「社会に開かれた教育課程」の実現など、学校、保護者、地域の連携協力を通じた学校づくりが進められています。さらには、コロナ禍の中、オンライン（インターネット）を活用した学びが展開されるとともにGIGAスクール構想などの推進によって、子どもたちがICTを積極的に利活用して学ぶ時代が到来しました。

以上のような、三次市における人口減少・少子化と小中一貫教育の成果や新たな学びの展開の中で、学級・学校の規模や配置の適正化が検討される必要があります。従来から、適正な学級、学校規模に関して様々な研究が蓄積されるとともに、学級、学校の規模に関わりなく、与えられた条件の中で、様々な実践上の工夫が重ねられてきました。しかし、子どもたちの学ぶ環境としての学級や学校の規模は、学習の目的や効果に合わせて編制されるべきものであり、可能な限り柔軟な学習グループを編制することが期待されます。本委員会では、特に、そうした柔軟な学習グループの編制におけるオンライン（インターネット）、ICTの利活用がもたらす可能性を重視した学校教育が展開されるべきであると考えました。

また、「学校が地域に在ること」の意味も合わせて問われる必要があります。オンライン（インターネット）やAI（人工知能）での学習が究極的に進めば、「学校が地域に在ること」の意味が大きく問われることにもなるからです。地域社会の未来そのものである子どもたちが、地域の様々な教育資源（自然、人財、歴史・文化、産業など）を通じて学び、成長することの重要性からすれば、地域の学校の存在の重要性は明らかです。しかし、学校がそこに在れば、子どもたち一人ひとりにとって豊かな教育環境が保障されているとは言い切れません。そこには、学校、保護者、地域住民等がそれぞれの強みや役割を果たし、協働することが必要不可欠となります。そのため、これまで三次市が取り組んできた各地域における小中一貫教育の成果とその可能性を将来にわたって活かすことが肝要となります。

この答申は、以上のような多角的な視点から検討を取りまとめたものですが、上記したように学校、地域、保護者が一体となって、地域の学校の充実・発展に取り組むことを期待するものです。したがって、この答申で示した、学校規模適正化の議論をスタートしていく時機に関する目安にかかわらず、地域の学校の良さをより発展させるために、今から関係者の積極的な取り組みが求められると考えます。

最後に、この答申が三次市の児童・生徒の心身の健やかな成長と、市立学校の教育とその環境整備の充実に寄与することを願ってやみません。

三次市学校規模適正化検討委員会

資料編

三次教学発第 5.009 号

令和 2 年 10 月 21 日

三次市学校規模適正化検討委員会

委員長 滝沢 潤 様

三次市教育委員会

教育長 松村 智由



諮 問 書

三次市立小・中学校のより良い教育環境を整備し，充実した学校教育の実現に資するため，三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成 21 年三次市教育委員会告示第 23 号）第 3 条の規定により，下記の事項について諮問します。

諮問事項

- 1 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する事項
（※ I C T の利活用時代における学校規模及び配置の適正化）

○三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

平成21年 7 月13日教育委員会告示第23号

改正

平成24年 3 月28日教育委員会告示第 6 号

令和 2 年 9 月 8 日教育委員会告示第29号

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、三次市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、三次市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準（指針）を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。

- (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 自治組織代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名したものをもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(報償費等)

第7条 委員の報償費は、三次市報償費支払い基準（以下「支払い基準」という。）に基づき支給する。

2 前項の支払い基準の規定にかかわらず、委員が勤務のためにその者の住所と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等（以下「通勤費用」という。）があるときは、費用弁償として、通勤費用相当分を支給することができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月13日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委告示第6号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月8日教委告示第29号）

この告示は、令和2年9月8日から施行する。

三次市学校規模適正化検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考 1	備 考 2
学識経験者 (第 1 号委員)	たき ざわ じゅん 滝 沢 潤	広島大学大学院 人間社会科学研究科	
保護者代表 (第 2 号委員)	いし ばし ふと し 石 橋 太 詞	八次中学校保護者	三次市 P T A 連合会推薦
	たきのくち こう いち 滝野口 浩 一	布野中学校保護者	
	ます だ あ き 益 田 亜 樹	八次中学校保護者	
学校関係者 (第 3 号委員)	はやし しん じ 林 真 司	布野小学校長	小学校長会推薦
	こ まる ゆき のり 小 丸 幸 則	八次中学校長	中学校長会推薦
自治組織代表 (第 4 号委員)	うえ の とし ひで 上 野 俊 英	三次市自治組織連合会会長 三和町自治連合会	三次市住民自治 組織連合会推薦
	やま だ たけ ゆき 山 田 武 行	三次市自治組織連合会幹事 河内まちづくり連合会	
その他 (第 5 号委員)	たけ なか のり ひこ 竹 中 典 彦		公募委員
	なが おか ま り 長 岡 ま り	川地連合自治会事務局	

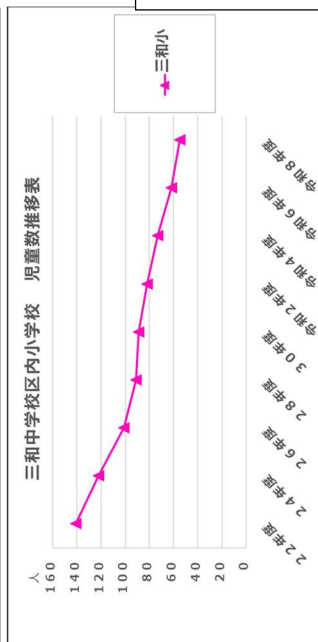
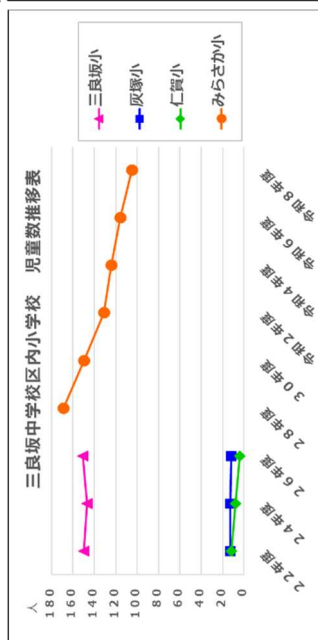
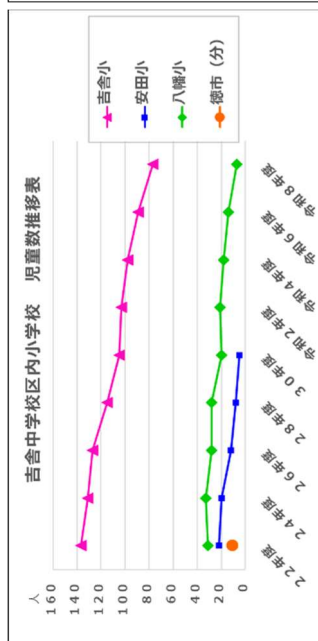
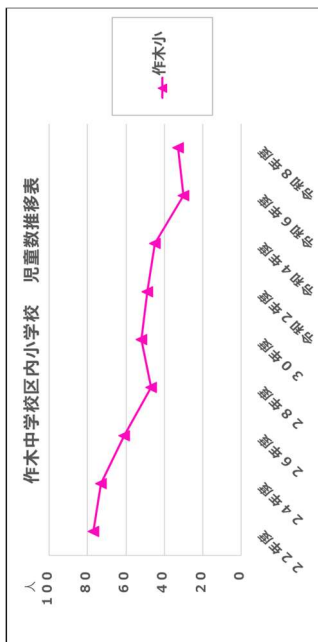
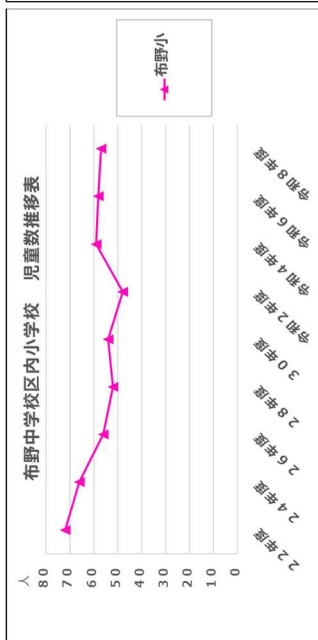
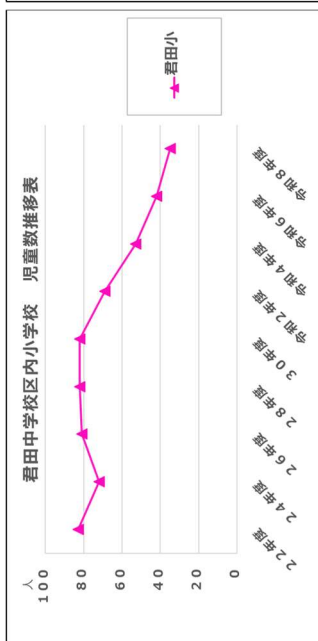
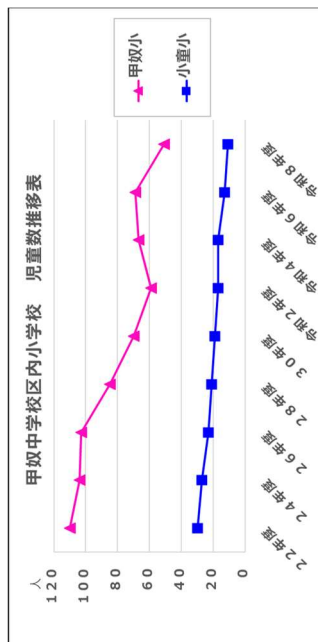
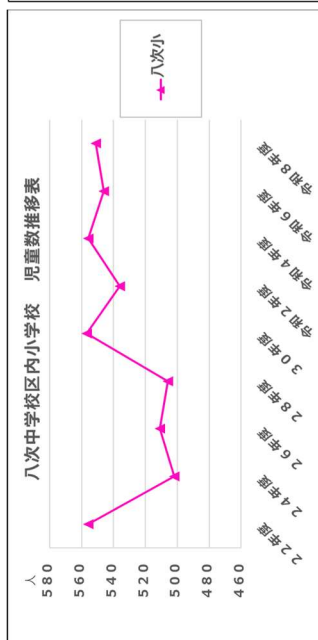
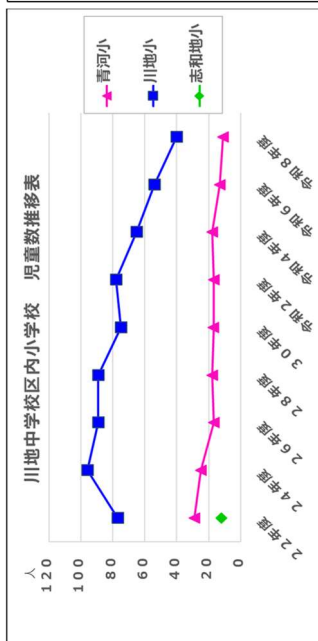
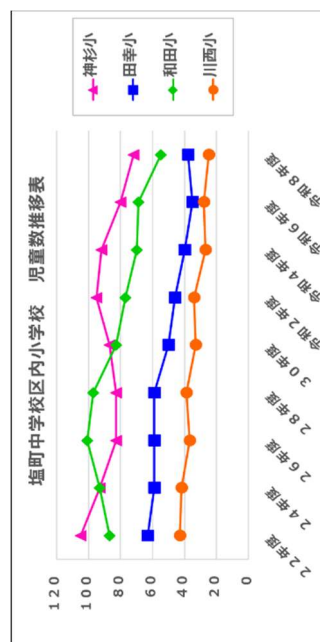
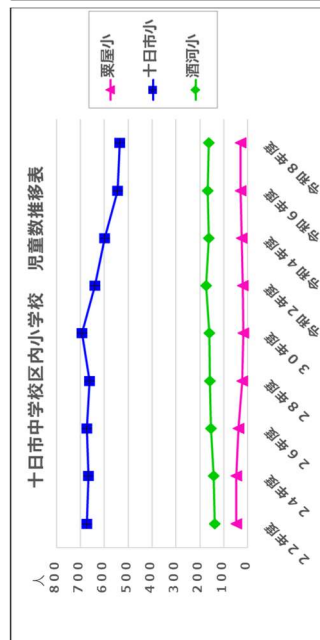
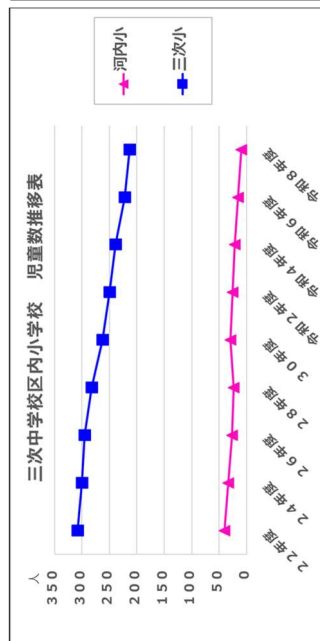
市内小学校別児童数推移表

(単位：人)

中学校区	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
三次	河内小	40	36	33	28	26	31	23	26	29	27	25	20	21	20	16	14	10	
	三次小	308	309	300	307	295	293	282	258	263	256	250	229	239	234	222	207	213	
	栗屋小	47	54	47	42	40	30	24	22	18	19	20	22	25	25	30	30	29	
十日市	十日市小	672	660	666	684	672	675	662	674	694	658	640	618	599	582	545	544	535	
	酒河小	138	144	142	134	153	150	158	154	161	166	175	172	163	173	167	173	164	
	神杉小	105	101	93	77	83	82	83	77	87	95	95	94	92	87	80	75	72	
埴町	田幸小	63	64	59	62	59	55	59	55	50	47	46	45	40	36	35	35	38	
	和田小	87	86	93	96	101	96	97	94	83	80	77	75	70	71	69	64	55	
	川西小	43	45	42	37	37	36	39	36	33	37	34	31	27	26	28	23	25	
川地	青河小	29	21	25	22	17	20	18	18	17	17	17	16	18	18	13	12	11	
	川地小	77	86	96	91	89	83	89	78	75	82	78	74	65	63	54	45	40	
	志和地小	12	12																平成23年度末で川地小に統合
八次	八次小	556	529	502	512	511	509	506	533	557	547	536	543	556	542	546	553	551	
	甲奴小	110	107	104	104	103	94	85	75	70	65	59	57	67	66	69	66	51	
	小籠小	30	30	27	24	23	22	21	19	19	18	17	16	17	17	13	12	11	
君田	君田小	83	77	72	74	81	79	82	79	82	76	69	61	53	48	42	37	35	
	布野小	72	70	66	69	56	54	52	55	54	48	48	53	59	57	58	56	57	
	作木小	77	71	73	64	61	57	47	55	52	49	49	44	45	37	30	32	33	
吉舎	吉舎小	137	126	131	133	127	129	115	115	105	101	103	102	98	92	89	89	77	
	安田小	22	22	20	14	12	10	8	7	5									平成30年度末で吉舎小に統合
	八幡小	31	32	33	33	28	30	28	23	20	19	21	16	18	17	14	12	7	
三良坂	穂市(分)	11	8																平成23年度末で吉舎小に統合
	三良坂小	150	152	147	159	151													平成26年度末でみらさか小に統合
	灰塚小	13	10	13	11	12													平成26年度末でみらさか小に統合
三和	仁賀小	12	9	8	5	4													平成26年度末でみらさか小に統合
	みらさか小						174	169	154	150	133	131	131	124	120	116	119	105	平成27年度新設
	三和小	141	131	122	106	101	101	91	88	89	87	82	76	73	70	62	56	55	
合計		3,066	2,992	2,914	2,888	2,842	2,810	2,738	2,695	2,713	2,627	2,572	2,495	2,469	2,401	2,298	2,254	2,174	

(注) 令和3年度以降の数値は、令和2年4月1日現在における0歳から5歳児までの人口により推計

市内小学校別児童数推移（各中学校区毎グラフ）



市内中学校別生徒数推移表

(単位：人)

学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
三 次 中	176	170	180	171	174	170	172	171	160	145	125	144	138	145	130	140	130	
十日市中	366	367	367	347	350	366	388	393	383	350	321	357	385	420	421	422	415	
堀 町 中	181	179	189	198	203	193	184	188	190	177	169	156	159	140	130	118	112	
川 地 中	57	56	48	54	54	59	49	54	55	52	39	36	49	48	48	45	47	
八 次 中	254	259	246	228	215	218	243	225	211	200	201	218	225	263	278	283	273	
甲 奴 中	70	74	76	72	67	70	65	68	58	59	59	55	45	32	31	35	44	
君 田 中	44	42	43	41	33	35	37	40	32	29	34	44	46	41	36	30	28	
布 野 中	57	46	43	34	35	35	33	29	23	25	22	26	20	26	23	28	22	
作 木 中	35	39	31	38	33	37	38	34	35	27	24	23	19	30	29	28	19	
吉 倉 中	110	117	119	108	100	93	86	76	76	76	73	70	61	61	56	59	63	
三良坂中	93	97	91	79	69	66	69	72	69	65	62	68	76	71	66	54	60	
三 和 中	69	72	67	67	67	63	59	49	41	37	35	41	37	41	40	43	41	
合計	1,512	1,518	1,500	1,437	1,400	1,405	1,423	1,399	1,333	1,242	1,164	1,238	1,260	1,318	1,288	1,285	1,254	

※令和3年度以降の数値は、通学区域自由化制度及び三次市内外の公立又は私立の中学校に進学する生徒については、勘案していません。

市内中学校別生徒数推移グラフ

